

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年3月30日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	松 下 広 和

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

- 1 監査の対象部署  
市民部一宮支所

- 2 監査の範囲  
平成27年4月1日～平成29年2月8日

- 3 監査の実施期間  
平成28年11月7日～平成29年2月8日

- 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

- (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

- (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

- 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 行政財産目的外使用許可の使用料において、土地及び建物の使用許可に対する月額計算の端数処理に誤りがあったため、適正な使用料の徴収事務を実施されたい。
- (イ) 公金取扱事務について、レジスターの使用における取扱職員が、特定できなかつたため、取扱者を特定できる適正な事務に改善されたい。